

○インターネット **はらまち九条の会** 検索 で、本会活動や会報をご覧ください。



九条はらまち

福島県「はらまち九条の会」会報 **No.257**

2015(平成27)年 2月16日(月)発行

奇跡の一本松



■ **「はらまち九条の会」** は、戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」をめざし、支持政党や主義主張を問わない自由な市民の会です。平和のために独自の自主的な活動を行っています。どなたでも、どこに住んでおられようと会員になれます。匿名でもけっこうです。■ 結成は05年12月。会員は南相馬市原町区を中心に438名で微増しています。年会費千円。■ 憲法学者鈴木安蔵のふるさとの、また「事故の福島第一原発に世界一近い『九条の会』」を自覚して活動しています。

市議会議長に「『憲法』の再発行・配布の陳情書」を提出

＜前会報No.254＞でもお知らせのように、市内の4つの「九条の会」(はらまち・鹿島・小高・相双教職員九条の会)では、3月の南相馬市議会で審議していただくため、「『憲法・小冊子』を再発行し、南相馬市全戸に配布するよう求める陳情書」を、2月16日、平田武議長に提出しました。

本会の平田慶肇会長、事務局の石田、早坂、志賀、仲介していただいた小川尚一議員が市役所を訪ね、平田議長に「陳情書」を手渡しました。平田武議長は「議員さんはどなたも反対しないのではないかと」お話されていて、大変希望の持てる印象でした。幸い、桜井勝延市長にもお会いでき、「陳情書」を手渡しして重ねてお願いしました。なんとか、発行・配布が実現してほしいものです。＜裏面に陳情書掲載＞

“憲法を守り、憲法を生活の中に生かそう”

44年前の1971(昭和46)年旧原町市が『憲法・小冊子』発行のいきさつ

会報No.31・相良利信さんの寄稿文より

○今から半世紀前の昭和40年代、「原町市憲法を守る会」(会長 広瀬正弘・副会長 古山哲朗・事務局長 相良利信さん)が結成され、「憲法を生活の中に」を合言葉に市民運動を展開していました。

○次第に共鳴する市民も増え、活動も市行政と協働するほどに発展し、ついに市当局に働きかけて、昭和46年5月3日、憲法の全文を掲載した『憲法・小冊子』を市の公費で印刷し、当時の原町市の全家庭12,000戸に配布しました。

○当時の山田貢市長は発行の際、次のように話されていました。「この憲法は、あの太平洋戦争において日本人の300万人の犠牲と、周辺諸国のはかり知れない犠牲によって産まれたものだ。そして、私の仕事は平和と民主主義、さらに主権在民をこの憲法が担保しているからできるのだ」と。まさに温故知新、歴史から学んだ発言です。



▲ 旧原町市が公費で発行した『憲法』小冊子。本会が毎年1月の成人式で手配りしているのはその復刻版です。



九条の会のよびかけ人奥平康弘さん、改憲に警鐘を鳴らしつつ逝去

○九条の会は11年前の2004(平成16)年に9人のよびかけ人で設立されました。よびかけ人は、井上ひさし、梅原猛、大江健三郎、奥平康弘、小田実、加藤周一、澤地久枝、鶴見俊輔、三木睦子の9名ですが、井上、小田、加藤、三木さんが亡くなり、1月26日には奥平康弘さんが85歳で逝去されました。奥平さんは憲法研究者として、最近では自民党の改憲に警鐘を鳴らし、特定秘密保護法に反対し、積極的平和主義に異議を唱えておられました。

▲＜上の写真＞は震災翌年の1012年6月30日、「子どもの本・九条の会」主催で東京・国立オリンピックセンターを会場に奥平先生の講演会の際、前座で30分間「南相馬の震災報告」をした時のスナップです。先生を前に緊張して憲法についてなど、何もお話できませんでした。(事務局・山崎)

福島県 南相馬市市長 桜井 勝延 様
南相馬市市議会議員 平田 武 様

『憲法・小冊子』（旧原町市発行）を再発行し、南相馬市全戸に再配布するよう求める陳情書

昨年11月実施の南相馬市市議会議員選挙において、当選された新議員の皆様、まことにめでとございます。東日本大震災、特に原子力発電所の災害により、相双の他市町村と同様に市政の円滑な運営にはまだ多大な困難が立ちまわっておりますが、新議員の皆様にはその困難や課題解決に全力で取り組み、市民のためにご尽力くださるよう切に願うものであります。

1. 陳情の趣旨

標題の『憲法・小冊子』は「日本国憲法」全条を掲載したもので、1971年（昭和46年）、当時の山田貢原町市長の指示により旧原町市当局が作成発行し、市内約12,000戸全戸に配布されたものです。私も「はらまち九条の会」他、市内3つの「九条の会」（会員計約600名・以下「九条の会」とします）は、下記の理由により『憲法・小冊子』を再発行、再配布するよう求めるものです。

2. 陳情の理由

（1）現在の国政状況の下、特に第二次安倍内閣が積極的に改憲の意思を示し、また国会内に、2007年の国民投票法の成立後、現在すでに両院に憲法審議会が設置され、改憲への道筋が明確になってきました。私も「九条の会」は、平成19年に前述の『憲法・小冊子』の復刻版を発行し、活動の一環として若い世代の方にも「日本国憲法」の大切さを周知したいと思い、平成20年から毎年、市主催の成人式当日には会場入口付近にて、この小冊子を新成人一人ひとりに直接手渡しして祝意を表し、今年で8回を数えております。

本市としては新成人に対する『憲法・小冊子』を贈る活動を今後も続けて行く所存ですが、この際市当局の再発行により南相馬市全戸に配布し、全市民に現「日本国憲法」について理解を深めていただき、将来に予想される憲法論議に主体的に参加できる契機としていただくことは、極めて有意義なことと思われまます。

（2）また終戦直後、連合国軍総司令部（GHQ）が新生日本にふさわしい民主的な新憲法草案の作成に着手し、その時参考にしたのが当時民間において作成された複数の憲法草案でした。その中で特に南相馬市小高区（旧小高町）出身で憲法学者鈴木安蔵先生のグループが作成した憲法草案は、GHQ案に大いに取り入れられ、今日の「日本国憲法」誕生に貢献した史実があります。

郷土の先人の歴史的な偉業を、この『憲法・小冊子』を通じて、単に若い世代のみならず全市民に再認識していただくことは、今後の改憲論議の推移とは別にして、南相馬市民として大切なことではないでしょうか。

（3）前述のように、旧原町市当局によって発行、全戸配布された『憲法・小冊子』の巻頭言に、当時の山田貢町市長は「人と人との和を尊重し、さらにより暮らしを守り育てなければならない。それを保障しているのが日本国憲法」と記しています。

更にこの『憲法・小冊子』の作成に深く関わった「原町市憲法を守る会」の事務局長であった相良利信さんによれば、山田市長自身が「この憲法はあの太平洋戦争において日本人の300万人の犠牲と、周辺諸国のはかり知れない犠牲によって産まれたものだ。そして私の仕事は平和と民主主義、更に主権在民のこの憲法が担保しているからできるのだ」と明示していたということです。

私たち南相馬市民は東日本大震災と原子力発電所の災害により、多大な困難を背負わされました。そして今なお、多くの市民が避難生活を余儀なくされ、元の生活を取り戻すべく、必死に努力している最中です。「日本国憲法で保障されている」はずの「よい暮らし」が根底から破壊されたと言っても過言ではありません。そんな今こそ、かつて山田市長が職務のよりどころとした「日本国憲法」を全市民が読み直し、南相馬市民に再び日本国民としての諸権利を取り戻す第一歩とすべきではないでしょうか。

（4）もとより私も「九条の会」は、戦争放棄を規定した第9条をはじめ、「日本国憲法」をさらに生活に生かし、守り育てたいとの思いから、全国にそれぞれ発足した7,500の市民団体のひとつです。

今般の陳情によって、私の願いを広く市民に理解していただく機会になればと考えておりますが、同時に今後改憲問題が現実のものとなった場合、南相馬市民が最もふさわしい日本の憲法とは何かを客観的に考える重要な材料として、この『憲法・小冊子』を活用していただきたいと思います。「自民党憲法改正案」などとの比較検討が容易になるよう、再発行に際し様々なご配慮をいただくことは、むしろ望ましいことと存じます。

最後に、私の復刻発行した『憲法・小冊子』を添付して、参考に供します。

以上のことより、下記について陳情します。

- 記
1. 南相馬市として『憲法・小冊子』を作成すること。
 2. 南相馬市が『憲法・小冊子』を市内全戸に配布すること。

2015（平成27）年 2月16日

南相馬市「九条の会」4団体 陳情団体代表はらまち九条の会 代表 平田慶肇
小高九条の会 世話人 志賀勝明 鹿島九条の会 代表 柴田次男
相双教職員九条の会 代表 浜名紘隆 （事務担当：山崎健一）

○以上が「請願書」の全文です。奇しくも提出した「2月16日」は、南相馬市が70年前の昭和20年2月16日、東北地方で初の空襲を受け4人が犠牲になった歴史的な日でした。その戦争の惨禍から産まれた「日本国憲法」との不思議な符合を感じます。